

令和8年3月26日

令和8年度 入札制度等改善について

河内長野市契約検査課

河内長野市では、適正な入札契約の実現に向けて種々取り組んでおりますが、令和8年度からは、これまでの各種入札制度改善とあわせて下記のとおり取り扱いますので、周知方お知らせ致します。

記

1. 入札時に提出する工事費内訳書の様式変更について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、工事費内訳書には入札金額の内訳として材料費、労務費、必要な経費等の記載が必要となりました。

つきましては、入札時に提出する工事費内訳書の様式を変更します。記載が抜けている場合、又は旧様式で提出された場合は無効の入札として取り扱いますのでご注意ください。ただし、令和8年6月30日までに入札公告を行う工事に限り、追加された記載事項（法定福利費の事業主負担額を除く）について新様式中で記載がない場合でも暫定的に無効としないこととします。

新たに工事費内訳書に追加された記載事項	<ul style="list-style-type: none">・材料費・労務費・法定福利費の事業主負担額・建退共掛金制度の掛金・安全衛生経費
---------------------	---

本市契約検査課ホームページ「入札制度改善について」も確認してください。

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/27/3415.html>

2. 工事関係書類（請負代金内訳書）の追加について

工事関係書類に請負代金内訳書（様式-A）を追加します。契約締結後に、着手届、工事工程表とともに担当課に提出してください。

法定福利費の事業主負担額が基準額以上確保されているか、確認を行います（基準額＝予定価格に含まれる法定福利費概算額の2分の1。予定価格に含まれる法定福利費概算額は入札公告等にて公表します。）。基準額を下回る場合は調査等を行います。

3. 建設現場一斉閉所の取組について

建設業の働き方改革推進のため、国土交通省近畿地方整備局から令和7年3月21日に建設現場一斉閉所の実施機関を拡大して取組む記者発表がありましたが、本市においても対象工事等を定めて同様に実施することとします。

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やし、より働きやすい環境をつくるため、この取組みへのご協力をお願いします。

現場閉所	工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を指します。
対象工事	仕様書に現場閉所対象工事である旨を記載します。 （災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等は対象外。）
現場閉所の実施日	毎月第2、第4土曜日
実施の確認方法	工事月報にて確認します。 現場閉所を行った日は、工事月報の記事欄に「現場閉所日」と記入してください。
その他	現場閉所が実施できなかった場合でも、工事成績評定等の減点は行いません。 現場閉所を理由とした工期延長は認められません。

4. 雇用関係の証明書類について

健康保険被保険者証の有効期限切れに伴い、雇用の確認を以下の書類にて行うこととします。

- ・住民税特別徴収税額通知書
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・監理技術者資格者証
- ・所属会社の雇用証明書（任意様式）

5. 令和8年度の等級別区分表について

令和8年度の等級別区分表について、舗装工事のCランクをC1、C2の運用に変更します。

（令和8年度）

（税込）

工事種別	等級区分	総合評定値	発注基準額	手持工事の額
舗装工事	A	1,000以上	5,000万円以上	<u>手持工事のある間は、 指名しない。</u>
	B	750以上1,000未満	700万円以上5,000万円未満	3,500万円
	C1	700以上750未満	300万円以上2,500万円未満	2,000万円
	C2	650以上700未満	300万円以上2,500万円未満	2,000万円
	D	550以上650未満	300万円以上1,500万円未満	1,500万円
	E	550未満	300万円未満	500万円

（参考：令和7年度）

（税込）

工事種別	等級区分	総合評定値	発注基準額	手持工事の額
舗装工事	A	1,000以上	5,000万円以上	<u>手持工事のある間は、 指名しない。</u>
	B	750以上1,000未満	700万円以上5,000万円未満	3,500万円
	C	650以上750未満	300万円以上2,500万円未満	2,000万円
	D	550以上650未満	300万円以上1,500万円未満	1,500万円
	E	550未満	300万円未満	500万円

6. 建設コンサルタント業務等の新規制限の廃止について

本市建設コンサルタント等有資格者名簿への登載が1年未満の者に対して入札参加資格の制限（新規制限）を行っていましたが、この運用を廃止します。

以上